

農業経営発展計画制度が始まります！

こんな法人にオススメです

- ・ **設備投資**のために資金調達したいが**借金はできない**
- ・ 生産体制の強化を図り**取引量を増やしたい**
- ・ **安定的な販路の確保**で経営の安定・発展を図りたい
- ・ 法人の規模を拡大したいが**経営・雇用管理が難しい**



どんな制度？

- ① 農地所有適格法人^(※1)が計画^(※2)を申請し、
- ② 国の審査・認定を受けることで、
- ③ 食品事業者等からの**資金調達を拡充**できます^(※3)

※1 農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人

※2 出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）

※3 議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、農業関係者で占めなければならない出資割合を1/2超から特例的に1/3超に緩和

メリットは？

- ・ 生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- ・ 経営発展のために連携先企業の経営ノウハウを導入できる
- ・ 資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる

等が可能に！



連携先からの増資を通じて、
経営発展していきませんか？

農業経営発展計画制度の詳細はこちら→



お問合せ先

農林水産省経営局農地政策課 ☎（直通）03-6744-2153
申請受付アドレス：hattenkeikaku@maff.go.jp